

財産目録
令和6年03月31日現在

法人:社会福祉法人 九十九里町社会福祉協議会
事業:法人全体

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金		—		—
事業未収金		—		—
未収金		—		—
未収収益		—		—
立替金		—		—
徴収不能引当金	未収分	—		—
		流動資産合計		
2 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金		—		—
		基本財産合計		
(2) その他の固定資産				
車輛運搬具	トヨタハイエースバン ふれあい号 430つ0099 他	—		10,053,877
器具及び備品	ハンマーナイフモア（共栄社） 他	—		3,837,806
長期貸付金		—		—
退職手当積立基金預け金	全国社会福祉協議会	—	退職積立として	—
退職給付引当資産		—		—
福祉振興基金積立資産	千葉銀行九十九里支店	—	福祉活動資金	—
ボランティア基金積立資産	千葉銀行九十九里支店	—	ボランティア活動資金	—
社協運営費積立資産		—		—
災害積立資産		—		—
その他の固定資産		—		—
		その他の固定資産合計		
		固定資産合計		
		資産合計		
II 負債の部				
1 流動負債				
事業未払金	3月分配分金その他	—		—

その他の未払金		—	—
未払費用	3月分賃金その他	—	—
預り金		—	—
職員預り金		—	—
仮受金		—	—
		流動負債合計	
2 固定負債			
退職給付引当金		—	—
		固定負債合計	
		負債合計	
		差引純資産	

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

別紙4

(単位:円)

減価償却累計額	貸借対照表価額
—	23,303,989
—	2,819,623
—	986,287
—	0
—	282,252
—	-172,542
	27,219,609
—	1,000,000
	1,000,000
8,939,615	1,114,262
3,288,006	549,800
—	210,000
—	21,132,750
—	4,570,200
—	43,675
—	2,100,000
—	6,195,000
—	6,342,000
—	78,570
	42,336,257
	43,336,257
	70,555,866
—	2,465,263

—	2,043,000
—	5,947,271
—	93,719
—	482,726
—	0
	11,031,979
—	32,682,860
	32,682,860
	43,714,839
	26,841,027

Jを簡潔に記載する。

る。